

広島県収受	
第	号
- 4. 7. 21	
処理期限	月 日
分類記号	保存年限

薬生安発 0721 第 1 号
令和 4 年 7 月 21 日

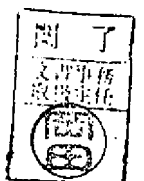
各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課長
（ 公 印 省 略 ）

緊急承認等された医薬品等の電子化された添付文書上での取扱いについて

「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律」（令和 4 年法律第 47 号。以下「改正法」という。）が令和 4 年 5 月 20 日に施行されたことにより、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」（昭和 35 年法律第 145 号。以下「法」という。）が改正され、新たに医薬品、医療機器、体外診断用医薬品及び再生医療等製品（以下「医薬品等」という。）の緊急承認制度が創設されました（法第 14 条の 2 の 2 第 1 項、第 23 条の 2 の 6 の 2 第 1 項、第 23 条の 26 の 2 第 1 項）。

今般、緊急承認制度等の対象となる医薬品等の電子化された添付文書について、医療従事者への適切な情報提供を図るため、別添新旧対照表のとおり改正することとしましたので、御了知の上、貴管内関係団体等に周知いただきますよう御配慮願います。



1. 医薬品の取扱い

「医療用医薬品の添付文書等の記載要領の留意事項について」（平成 29 年 6 月 8 日付け薬生安発 0608 第 1 号厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課長通知）の別添を以下の新旧対照表のとおり一部改正を行う。

（下線部分は改正部分）

改正後	現行
第 1 （略） 第 2 各項目に関する留意事項 ア. ～オ. （略） カ. 規制区分 （1）規制区分の対象となる医薬品は、毒薬及び劇薬については医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号。以下「医薬品医療機器法」という。）第 44 条第 1 項及び第 2 項に、麻薬及び向精神薬については麻薬及び向精神薬取締法（昭和 28 年法律第 14 号）第 2 条第 1 号及び第 6 号に、覚醒剤及び覚醒剤原料については覚醒剤取締法（昭和 20 年法律第 252 号）第 2 条第 1 項及び第 5 項に、習慣性医薬品については医薬品医療機器法第 50 条第 11 号に、<u>緊急承認医薬品については医薬品医療機器法第 14 条の 2 の 2 第 1 項に</u>、特例承認医薬品については医薬品医療機器法第 14 条の 3 第 1 項に、処方箋医薬品については医薬品医療機器法第 49 条第 1 項に、それぞれ定められているものであること。また、条件付き承認医薬品については医薬品医療機器法第 14 条第 5 項に基づき臨床試験の試験成績に関する資料の一部の添付を要しないこととした医薬品であり、条件付き早期承認医薬品については「医薬品の条件付き早期承認制度の実施について」（平成 29 年 10 月 20 日付け薬生薬審発 1020 第 1 号厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長通知）に規定する「条件付き早期承	第 1 （略） 第 2 各項目に関する留意事項 ア. ～オ. （略） カ. 規制区分 （1）規制区分の対象となる医薬品は、毒薬及び劇薬については医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号。以下「医薬品医療機器法」という。）第 44 条第 1 項及び第 2 項に、麻薬及び向精神薬については麻薬及び向精神薬取締法（昭和 28 年法律第 14 号）第 2 条第 1 号及び第 6 号に、覚醒剤及び覚醒剤原料については覚醒剤取締法（昭和 20 年法律第 252 号）第 2 条第 1 項及び第 5 項に、習慣性医薬品については医薬品医療機器法第 50 条第 11 号に、特例承認医薬品については医薬品医療機器法第 14 条の 3 第 1 項に、処方箋医薬品については医薬品医療機器法第 49 条第 1 項に、それぞれ定められているものであること。また、条件付き承認医薬品については医薬品医療機器法第 14 条第 5 項に基づき臨床試験の試験成績に関する資料の一部の添付を要しないこととした医薬品であり、条件付き早期承認医薬品については「医薬品の条件付き早期承認制度の実施について」（平成 29 年 10 月 20 日付け薬生薬審発 1020 第 1 号厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長通知）に規定する「条件付き早期承認

認制度」が適用された医薬品であること。 (2)・(3) (略) (4) 習慣性医薬品、<u>緊急承認医薬品</u>、特例承認医薬品、処方箋医薬品については、各内容に関する注意書きとして、習慣性医薬品の場合は「注意－習慣性あり」、<u>緊急承認医薬品の場合は「注意－緊急承認医薬品」</u>、特例承認医薬品の場合は「注意－特例承認医薬品」、処方箋医薬品については「注意－医師等の処方箋により使用すること」と記載すること。<u>なお、緊急承認医薬品及び特例承認医薬品の注意書きは、当該箇所を赤枠で囲うこと。</u> (5) 条件付き承認医薬品については、「条件付き承認品目」と記載すること。一部の効能又は効果が対象である場合は、「(一部) 条件付き承認品目」と記載すること。また、条件付き早期承認医薬品については、「条件付き早期承認品目」と記載すること。一部の効能又は効果が対象である場合は、「(一部) 条件付き早期承認品目」と記載すること。なお、「条件付き承認品目」又は「(一部) 条件付き承認品目」の記載については、承認時の法第 14 条第 12 項の規定に基づく条件の解除に伴い、添付文書上の当該記載を削除して差し支えない。 キ. (略) 1. ～ 3. (略) 4. 効能又は効果 承認を受けた効能又は効果を正確に記載するほか、<u>効能又は効果の一部が条件付き承認医薬品等の特定の規制区分に該当する品目については、対象となる効能又は効果に注釈を付し明示すること。</u> 5. ～26. (略)	(2)・(3) (略) (4) 習慣性医薬品、特例承認医薬品、処方箋医薬品については、各内容に関する注意書きとして、習慣性医薬品の場合は「注意－習慣性あり」、特例承認医薬品の場合は「注意－特例承認医薬品」、処方箋医薬品については「注意－医師等の処方箋により使用すること」と記載すること。 (5) 条件付き承認医薬品については、「条件付き承認品目」と記載すること。一部の効能又は効果が対象である場合は、「(一部) 条件付き承認品目」と記載すること。また、条件付き早期承認医薬品については、「条件付き早期承認品目」と記載すること。一部の効能又は効果が対象である場合は、「(一部) 条件付き早期承認品目」と記載すること。なお、「条件付き承認品目」又は「(一部) 条件付き承認品目」の記載については、承認時の法第 14 条第 10 項の規定に基づく条件の解除に伴い、添付文書上の当該記載を削除して差し支えない。 キ. (略) 1. ～ 3. (略) 4. 効能又は効果 承認を受けた効能又は効果を正確に記載するほか、<u>規制区分に、「(一部) 条件付き承認品目」又は「(一部) 条件付き早期承認品目」と記載する品目については、対象となる効能又は効果に注釈を付し明示すること。</u> 5. ～26. (略)
---	--

2. 医療機器の取扱い

「医療機器の添付文書の記載要領(細則)について」(平成 26 年 10 月 2 日付け薬食安発 1002 第 1 号厚生労働省医薬食品局安全対策課長通知)の別紙を以下の新旧対照表のとおり一部改正を行う。

(下線部分は改正部分)

改正後	現行
1. (略) 2. 各記載項目に関する留意事項 (1)・(2) (略) (3) 「類別及び一般的名称等」について 1)～4) (略) <u>5) 法第 23 条の 2 の 6 の 2 第 1 項に規定する医療機器については、販売名の上又は左側に「注意－緊急承認医療機器」と記載し、当該箇所を赤枠で囲うこと。</u> <u>6) 法第 23 条の 2 の 8 第 1 項に規定する医療機器については、販売名の上又は左側に「注意－特例承認医療機器」と記載し、当該箇所を赤枠で囲うこと。</u> (4)～(7) (略) (8) 「使用目的又は効果」について 1)・2) (略) 3) <u>使用目的又は効果の一部が、法第 23 条の 2 の 5 第 5 項に基づき臨床試験の試験成績に関する資料の一部の添付を要しないこととした医療機器等の特定の規制区分に該当する品目については、対象となる使用目的又は効果に注釈を付し明示すること。</u> (9)～(17) (略) 3. (略)	1. (略) 2. 各記載項目に関する留意事項 (1)・(2) (略) (3) 「類別及び一般的名称等」について 1)～4) (略) (新設) (4)～(7) (略) (8) 「使用目的又は効果」について 1)・2) (略) 3) 「<u>類別及び一般的名称等</u>」に「<u>(一部) 条件付き承認品目</u>」又は「<u>(一部) 革新的医療機器条件付早期承認品目</u>」と記載する品目については、対象となる使用目的又は効果に注釈を付し明示すること。 (9)～(17) (略) 3. (略)

3. 体外診断用医薬品の取扱い

「体外診断用医薬品の添付文書の記載要領について」（平成 17 年 3 月 31 日付け薬食安発第 0331014 号厚生労働省医薬食品局安全対策課長通知）を以下の新旧対照表のとおり一部改正を行う。

（下線部分は改正部分）

改正後	現行
第 1 （略） 第 2 各項目に関する留意事項 1. ～ 3. （略） 4. 「一般的名称等」について （1）・（2） （略） （3）医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号。<u>以下「法」という。</u>） 第 23 条の 2 の 5 第 5 項に基づき臨床試験の試験成績に関する資料の一部の添付を要しないこととした体外診断用医薬品については、販売名の右又は下側に「条件付き承認品目」と記載すること。一部の使用目的が対象である場合は、「（一部）条件付き承認品目」と記載すること。なお、当該記載については、承認時の法第 23 条の 2 の 5 第 12 項の規定に基づく条件の削除に伴い、添付文書上の当該記載を削除して差し支えない。 <u>（4）法第 23 条の 2 の 6 の 2 第 1 項に規定する体外診断用医薬品については、一般的注意事項の上又は左側に「注意－緊急承認医薬品」と記載し、当該箇所を赤枠で囲うこと。</u> <u>（5）法第 23 条の 2 の 8 第 1 項に規定する体外診断用医薬品については、一般的注意事項の上又は左側に「注意－特例承認医薬品」と記載し、当該箇所を赤枠で囲うこと。</u> 5. ～ 9. （略） 10. 「使用目的」について （1）・（2） （略）	第 1 （略） 第 2 各項目に関する留意事項 1. ～ 3. （略） 4. 「一般的名称等」について （1）・（2） （略） （3）医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）第 23 条の 2 の 5 第 5 項に基づき臨床試験の試験成績に関する資料の一部の添付を要しないこととした体外診断用医薬品については、販売名の右又は下側に「条件付き承認品目」と記載すること。一部の使用目的が対象である場合は、「（一部）条件付き承認品目」と記載すること。なお、当該記載については、承認時の法第 23 条の 2 の 5 第 12 項の規定に基づく条件の削除に伴い、添付文書上の当該記載を削除して差し支えない。 （新設） 5. ～ 9. （略） 10. 「使用目的」について （1）・（2） （略）

(3) <u>使用目的の一部が条件付き承認医薬品等の特定の規制区分に該当する品目</u>については、対象となる使用目的に注釈を付し明示すること。 11. ～22. (略)	(3) 「<u>一般的名称等</u>」に「(一部) 条件付き承認品目」と記載する品目については、対象となる使用目的に注釈を付し明示すること。 11. ～22. (略)
---	---

4. 再生医療等製品の取扱い

「再生医療等製品の添付文書の記載要領(細則)について」(平成 26 年 10 月 2 日付け薬食安発 1002 第 13 号厚生労働省医薬食品局安全対策課長通知の別紙を以下の新旧対照表のとおり一部改正を行う。

(下線部分は改正部分)

改正後	現行
1. (略) 2. 各記載項目に関する留意事項 (1)・(2) (略) (3)「類別及び一般的名称等」について 1)・2) (略) 3) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和 35 年法律第 145 号。<u>以下「法」という。</u>)第 23 条の 26 第 1 項の条件及び期限付承認を受けた再生医療等製品については、販売名の右又は下側に「条件及び期限付承認品目」と記載すること。一部の効能、効果または性能が対象である場合は、「(一部) 条件及び期限付承認品目」と記載すること。なお、当該記載については、条件及び期限付承認に対応する承認条件を満たしたことに伴い、添付文書上の当該記載を削除して差し支えない。 <u>4) 法第 23 条の 26 の 2 第 1 項に規定する再生医療等製品については、販売名の上又は左側に「注意－緊急承認再生医療等製品」と記載し、当該箇所を赤枠で囲うこと。</u> <u>5) 法第 23 条の 28 第 1 項に規定する再生医療等製品については、販売名の上又は左側に「注意－特例承認再生医療等製品」と記載し、当該箇所を赤枠で囲うこと。</u> (4)～(7) (略) (8)「効能、効果又は性能」について 1)～3) (略) 4) <u>効能、効果または性能の一部が、第 23</u>	1. (略) 2. 各記載項目に関する留意事項 (1)・(2) (略) (3)「類別及び一般的名称等」について 1)・2) (略) 3) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和 35 年法律第 145 号)第 23 条の 26 第 1 項の条件及び期限付承認を受けた再生医療等製品については、販売名の右又は下側に「条件及び期限付承認品目」と記載すること。一部の効能、効果又は性能が対象である場合は、「(一部) 条件及び期限付承認品目」と記載すること。なお、当該記載については、条件及び期限付承認に対応する承認条件を満たしたことに伴い、添付文書上の当該記載を削除して差し支えない。 (新設) (4)～(7) (略) (8)「効能、効果又は性能」について 1)～3) (略) 4)「<u>類別及び一般的名称等</u>」に「(一部)

<u>条の 26 第 1 項の条件及び期限付承認を受けた再生医療等製品等の特定の規制区分に該当する品目については、対象となる効能、効果又は性能に注釈を付し明示すること。</u> (9) ～ (18) (略)	<u>条件及び期限付承認品目』と記載する品目については、対象となる効能、効果又は性能に注釈を付し明示すること。</u> (9) ～ (18) (略)
--	---